

高島市ホームページ有料広告物掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 高島市ホームページへの有料広告物の掲載の取り扱いに関しては、高島市広告掲載に関する取扱要綱(平成19年高島市告示18号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(有料広告物の掲載位置等)

第2条 有料広告物の掲載位置・規格・枠数・掲載料等は、次のとおりとする。

掲載位置	トップページ下欄 およびみてねっと！ウィークリーニュース最終画面
規格	トップページ下欄 縦 50 ピクセル×横 150 ピクセル GIF (アニメ可) または JPEG で 100KB 以下 みてねっと！ウィークリーニュース最終画面 原則 30~60 ポイント (文字数とのバランスによる) ただし、市との協議の上企業ロゴを使用することも可
枠数	10 枠
掲載料	1 か月 10,000 円
有料広告物の作成は上記に基づき広告主が行い、市が提示する締め切り日までに完成データで提出する。みてねっと！ウィークリーニュースに表示する分は市で作成する。	

(募集)

第3条 広告掲載の募集は、翌月分を別に定める日で締め切り、後日掲載場所の抽選を行う。

(広告の掲載期間)

第4条 広告掲載期間は1月とし、毎月末日の夕方に翌月分の広告に変更する。

2 前項に定める変更日が土曜日、日曜日もしくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日の場合はその翌日とし、年末年始における市役所休業期間中の変更日は、別に市長が定める。

3 広告掲載期間中に、3時間以上ホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じ当該掲載にかかる掲載料を日割計算により返還する。

閉鎖した時間	返還する日数
3 時間以上 24 時間未満	1 日
24 時間以上	[閉鎖時間/24 (端数切捨) + 1] 日

(その他)

第5条 その他有料広告物の掲載に関し、疑義が生じたときは、その都度協議し、決定するものとする。

付 則

この要領は、平成19年5月24日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、平成20年2月9日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に広告の掲載を決定しているものについては、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成20年5月20日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に広告の掲載を決定しているものについては、なお、従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に広告の掲載を決定しているものについては、なお、従前の例による。